

内部統制システムの基本方針

当社は、経営理念に基づいた企業活動を通じ企業価値の永続的な発展のため、会社法及び会社法施行規則に則り、以下のとおり、当社及びグループ会社の経営の透明性、効率性及び健全性を確保するための体制に関する基本方針（以下、内部統制システムの基本方針という）を整備する。

1. 当社及びグループ会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

①取締役及び取締役会

取締役会は、法令及び定款に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。

当社の取締役は、原則として月 1 回の定例取締役会を開催し、緊急議案発生場合にはすみやかに臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断ができる体制を構築する。また、グループ会社においても、取締役等は、原則として月 1 回の定例取締役会又はこれに準ずる重要会議を開催し、緊急議案発生の場合にはすみやかに臨時取締役会又はこれに準ずる重要会議を開催し、迅速な経営判断ができる体制を構築する。

②監査等委員及び監査等委員会

監査等委員は、法令の定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部監査室と連携して、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に則り、取締役の子会社管理を含む職務執行について監査を実施する。監査等委員会は、原則として月 1 回開催し、必要ある場合は随時開催する。

(2) コンプライアンス

①コンプライアンス体制

当社及びグループ会社の取締役等及び従業員がコンプライアンスに則った企業活動を実践するため、グループ共通の「法令等遵守規程」を定め、その目的達成のため諸施策を講ずる。

②公益通報制度

コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、「グループ内部通報規程」を定め、当社及びグループ会社においてコンプライアンスの相談・通報等の受付窓口として、「コンプライアンス・ヘルプライン」を設置する。

(3) 内部監査

当社及びグループ会社の取締役等及び従業員の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況について調査するため、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査に関する基本的事項を「内部監査規程」に定め、内部監査室及び必要に応じて代表取締役社長に任命された監査担当者が、当社及びグループ会社において内部監査を統轄し、実施する。内部監査室の責任者は監査終了後に内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に提出するものとする。

(4) 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の選任及び解任や取締役の個人別の報酬等の内容に関する事項について審議し、取締役会に対して助言・提言を行う。

(5) サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、取締役会の下で当社及びグループ会社全体のサステナビリティに関する基本方針を策定し、重要課題を把握するとともに各課題について当社グループ全体としてサステナビリティに関する取り組みの推進を行う。

(6) 反社会的勢力対策

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その対応として当社及びグループ会社共通の「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との関係を遮断する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存及び管理

当社は、「文書管理規程」を定め、取締役及び従業員の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う。

(2) 情報の閲覧

当社の取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理体制

当社及びグループ会社共通の「リスク管理規程」に基づき、当社の取締役会にて事業上のリスクを当社及び業務単位で検討・管理する。また、グループ会社においても、取締役会又はこれに準ずる重要会議においてリスクを把握する体制を構築し、リスクに対しては当社グループとして対応策の検討を機動的に行うものとする。

(2) 決裁制度

各部門の長がその分掌業務の執行にあたり「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき決裁取得を必要とする事項については、個別に申請のうえ決裁を取得する。また必要に応じ経過報告を行い、完了後は完了報告を行う。

(3) 大災害発生時の体制

大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、当社及びグループ会社共通の「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

4. 当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営方針、経営戦略及び経営計画

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営方針、経営戦略及び経営計画等の当社の全取締役及び従業員が共有する目標を定め、取締役はその経営目標が予定どおり進捗しているか取締役会において定期的に報告を行う。また、当社グループ横断の経営会議において、グループ役員間の情報共有及び議論を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ会社管理体制

当社とグループ会社の相互の利益と発展を目的とし、「関係会社管理規程」を定める。当社管理部部長は、グループ会社の経営状況と財務状況を常に把握し、取締役会に報告する。また、経営上の重要事項はグループ会社で決定する前に報告を受け、取締役会に報告するとともに必要な助言と指導を行う。

(2) 財務報告及び資産保全の適正性確保のための体制整備

当社グループは、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制及び当社グループ各社が有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。

(3) 内部監査

内部監査室は、当社グループ各社に対し内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。監査等委員及び会計監査人は、独自に当社グループ各社に対して監査を行うものとする。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、当該従業員の選出は監査等委員会において決定し、当該従業員の人事異動、人事考課等については監査等委員会の同意が必要であるものとする。

監査等委員が補助人に指示した補助業務に関して、取締役の指揮命令は及ばないものとする。

7. 当社及びグループ会社の取締役等及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

(1) 監査等委員による重要会議への出席

監査等委員は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受けるほか、その他重要な会議に出席する。

(2) 監査等委員による取締役業務の執行確認

監査等委員は、取締役から「取締役業務執行確認書」の提出を受け、その業務執行の適正性を確認する。

(3) 当社及びグループ会社の取締役等及び内部監査室その他の従業員による監査等委員への報告

当社及びグループ会社の取締役等及び内部監査室その他の従業員は、監査等委員に対して、法令及び定款違反事項、内部監査室が実施した監査の結果、公益通報制度における通報の状況を適時に報告する。

また、監査等委員は必要に応じ、いつでも当社及びグループ会社の取締役等及び内部監査室その他の従業員に報告を求めることができるものとし、「グループ内部通報規程」により、監査等委員への報告を行った当社及びグループ会社の取締役等及び内部監査室その他の従業員に対して不利益な取扱いを行うことを禁止する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等について、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理することができる。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査室、会計監査人及び当社グループ監査役との連携

監査等委員は、内部監査室及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告に係る意見交換を行う。

監査等委員は、当社グループ監査役と連携し、当社グループ各社における業務執行に関する意見を徴する。また、グループ経営に係る相互情報交換を行うために会合の場を設けることができる。

(2) 外部専門家の起用

監査等委員が必要と認める場合は、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

2011年6月15日制定

2015年5月19日改定

2016年5月24日改定

2022年3月29日改定

2022年7月1日改定

2024年3月26日改定

以上